介護老人福祉施設 重要事項説明書

1. ホームが提供するサービスについての相談窓口

電 話: 042-526-1102

受付時間: 午前9時~午後5時(月~金)

担 当: 至誠ホームオンニ マネジメント 池端 亨

伊藤 和紀

* ご不明な点は、何でもご遠慮なくご相談下さい。

2. ホームへの要望・苦情等についての相談窓口

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ① 利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
 - ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - *苦情の把握について

電話・FAX・E メール・手紙・投書箱・ボランティア等により幅広く行います。

*検討会の開催

苦情申立て人より要望があった場合は、当法人が設置する利用者相談委員会(第三者機関)を召集し、原因分析・改善策等を協議します。

*改善の実施

申立人に対し、苦情解決責任者、該当施設の施設長から改善策等について 文書で回答し同意を得た後、苦情内容と回答を、法人内に設置する掲示板に 掲示します。

*解決困難な場合

保険者及び東京都国民健康保険団体連合会等に相談します。

*再発防止

同様の苦情・事故等が発生しないよう、受付けた苦情について、研修会で再 発防止に努めると共に、法人の広報誌に掲載し、関係者や地域に配布します。

(2) 至誠ホーム利用者相談委員会

電 話: 042-527-0374(専用) 受付時間: 午前10時~午後4時(月~金)

担 当: 白澤 征爾

(3) 区市町村の相談・苦情窓口

立川市福祉保健部介護保険課介護給付係

電 話: 042-523-2111(代表)

その他、各保険者窓口に相談・苦情申し立てが可能です。

(4) 東京都社会福祉協議会内第三者機関

運営適正化委員会

電 話: 03-5283-7020

(5) 東京都の相談窓口

東京都国民健康保険団体連合会

電 話: 03-6238-0177

3. 介護老人福祉施設「至誠ホームオン二」の概要

(1) 施設の目的

当施設は、施設のサービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭におき、入所前の居宅における生活と入居後の生活継続性を担保したものになるよう配慮しながら、各家(ユニットと呼ぶ)において入所者が相互に関係性を築き、自律的な日常生活を営むことをお手伝いします。

(2) ケアの方針

法人の理念「まことの心」に基づき、利用者のニーズに応じた個別のケアを提供するともに、共に生活する者同士の関係性を重視したグループリビングケアを実践し、最期の時まで安心した生活を送れるようケアを提供します。

(3)提供できるサービスの種類

施設名称	社会福祉法人至誠学舎立川
	至誠ホームオンニ
所在地	東京都立川市錦町二丁目10番26号
介護保険法指定番号	介護老人福祉施設
	事業者指定番号: 東京都第 1373003290 号
その他	個室仕様の部屋で12人の方が一緒に暮らし
	ていく家(ユニットと呼ぶ)が4箇所あり、共
	同生活を送っていただく施設です。

(4)施設の設備の概要 (短期入所5名含まず)

定員	48名
居室 (ユニット型個室)	48室
浴室	リフト浴槽、ミスト浴槽がありま
	す。
トイレ	1 2室
医務室	1 室
共同生活室及び機能訓練室	4室

(5) 当施設の職員体制 (短期入所の職員含む)

	3 (, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,
職種	計
管理者	1名
医師	1名以上
	(非常勤)
生活相談員	1 名以上
管理栄養士(又	1 名以上
は栄養士)	
事務職員	適当数
機能訓練指導員	1名以上
介護支援専門員	1名以上
看護職員	2名以上
介護員	14名以上
合 計	22名以上

①時間帯による職員数

時間帯	介護職員等の数
朝食帯	1ユニット1~2名
日勤帯	1ユニット1~2名
夕食帯	1ユニット1~2名
夜勤帯	1フロア
	(2ユニット)1名

②診察日

曜日	医師
第2・4火曜日	鈴木

4. サービスの内容

項目	サービス内容
施設サービス計画の立案	• 包括的自立支援プログラムをアセスメントツールと して使用し、国の定めるサービス計画書を使用しま
	す
食事	 ・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体 状況や嗜好、季節感等を配慮したバラエティに富ん だ食事を提供いたします。 ・食事時間は下記の時間を基本としていますが、 利用者によって食事の開始時間は選択できます。 朝食 7:30~9:00 昼食 12:00~13:00 夕食 18:00~19:00 ・食事は、原則としてリビングルームをご利用頂きますが、その時の体調等により居室を利用するなど選択いただくことも可能です。また、予め連絡があった場合には衛生上又は管理上許容可能な一定時間(2時間以内)食事の取り置きをすることができます。 ご家族等で一緒に食事を希望される場合など、事前に申し出ていただければ相談室等その他の部屋を提供させていただきます。既に予定が入っている場合など調整が難しい場合があることをご了承くださ
	日本と過程が無しい場合があることをとう多くだと
排泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	・身体の清潔を維持し精神的に快適な生活ができるよ

	うに適切な方法により入浴を行います。
	- うに過めなりぶによりべんを1viよす。 - ・但し、医師が入浴を適切ではないと判断、またはや
	むを得ない場合は清拭にて代替します
	・うがいやブラッシング、義歯洗浄などについてはタ
口腔ケア	
	食後に介助しております。その他の時間帯について
	はご相談に応じます。必要な方には、歯科医師、歯
	科衛生士が対応します。
生活介護	・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われる
	よう援助します。
	・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
	・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配
	慮します。
	・清潔な寝具を提供します。
	・シーツ交換は、週1回行います。ただし、必要な場
	合はその都度交換いたします。
	・枕カバー、包布交換は、週1回行います。ただし、
	必要な場合はその都度交換いたします。
	・ふとん乾燥消毒は、適宜実施します。
	・定期健康診断(年1回)
(E) (R) (E) (E)	- た病性(などの) - 血圧、検温などの健康チェック (2 週間に 1 回)
	・血圧、検温などの健康チェック(と週間に「固) ただし、必要があればその都度実施します。
	- たたし、必要がめればとの都度美地しより。 - 嘱託医師により、2週間に1回診察日を設けて健康
	管理に努めます。
	・嘱託医師又は協力医療機関等の医師が、医療の必要
	性の判断をした場合、速やかに医療機関に通院もし
	くは入院をしていただきます。
	・通院や入院、緊急受診等をされた場合、主治医より
	治療上の判断を求められることがありますので、利
	用者及びご家族には責任を持って対処していただき
	ます。その際、可能な範囲でご相談に応じさせてい
	ただきます。
	・夜間に緊急事例が発生した場合は夜勤者から、当番
	制で対応責任者となっている看護職員へ連絡し対応
	します(これをオンコール体制と呼んでいます)。
機能訓練・生活リハ	・機能訓練指導員による利用者の状況に適合した機能
ビリ	訓練や日常生活の中で生活リハビリを行い、身体機
	能の低下を防止するよう努めます。
生活相談	・利用者及びご家族からの相談について、誠意を持っ
	て応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
	古主担当自かの間とするほか、 土石伯映真が担当し ます。
ナキがい注動	
生きがい活動	・施設での生活を実りあるものとするため、利用者の際などのできる。
	嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会
	を提供すると共に、自律的な活動の支援を行います。
	① 個別活動

	② 小グループ活動③ クラブ活動④ ユニット活動
	⑤
看取りのケア	・別途定める「看取り指針」に則りご家族の協力のも
	と、看取りのケアを実施いたします。
所持品保管	・居室に備え付けの収納庫等にて対応できる範囲の、
	若干の身の回り品についてはお預かりします。
行政手続き代行	・行政機関への手続きが必要な場合は、利用者やご家
	族の状況によっては代行して行います。

5 • 利用料金

(1) 法定料金

利用料は厚生労働省が定める介護給付費の1割又は2割又は3割です。なお、 ①基本料金、②加算料金とも1日当たりの料金を表示しておりますが、実際の請求では特別な場合を除き月ごとになりますので、介護報酬単位数の端数の扱いにより若干食い違いがあることをご了解ください。

施設利用料(法定料金) 月額(30日の場合)

	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	
要介護1	要介護1 20,100/月 21,185円/月		42,371 円/月	63,556 円/月	
要介護2	22,200/月	23,399 円/月	46,798円/月	70,196円/月	
要介護3	24,450/月	25,770円/月	51,541 円/月	77,311円/月	
要介護4	26,580/月	28,015円/月	56,031 円/月	84,046 円/月	
要介護5	28,500/月	30,197円/月	60,394 円/月	90,591 円/月	

加算等

加算	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	
	30/⊟	32円	64 円	96円	
初期加算	入居日から起算して30日間以内の期間。 30日を超える病院または診療所への入院後に利用を再開した場合。				
看護体制加算	6/日 6円 12円		18円		
I	常勤看護師を 1 名以上配置。				
	13/⊟	13円	27円	41 円	
看護体制加算 II 	入居者 25 名に対し 1 名以上の配置。最低基準を 1 名以上上回って配置。24 時間の連絡体制。				
個別機能訓練加	12/日	12円	25円	38円	
算	常勤の機能訓練指導員を配置。共同して訓練計画策定。計画実施。				

		T					
			72/日	75 円	151円	22	7円
		死亡E	31日	以上 45 日以下。			
		1	44/⊟	151円	303円	45	5円
看取	の介護加算	死亡E	3以前4日以	儿上 30 日以下。			
	I	6	680/⊟	716円	1433 円	215	50円
		死亡E	3以前2日又	7は3日。			
		1.	280/日	1349円	2698円	404	7円
		死亡E	∃。				
療	養食加算		立/回(3 回 を限度)	567円/月	1138円/月	1707	円/月
		医師(の発行する食	事箋に基づき、疾病	高治療の手段として	療養食を	提供
科学	的介護推進	·	単位/月	42円/月	84円/月	126円	
	制加算Ⅰ			ステム (LIFE) への サービスの質の評価			
科学	的介護推進	50	単位/月	52円/月	105円/月	158	円/月
体	制加算Ⅱ	上記	こ加え、入居	者ごとの疾病、服薬	薬の情報を提出		
栄養	マネジメン	11	単位/日	347円/月	695円/月	695	円/月
	·強化加算	マネ	マジメントプロセスを満たすとともに、厚労省へデータを提出				
協力	医療機関連		O 単位/月	105円/月	211円/月	316	
1.0.0	隽加算1		談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確 している協力医療機関と連携している場合				
協力	医療機関連	5	単位/月	5円/月	11円/月	16 F	9/月
<u> </u>	隽加算2	上記」	以外の協力医	療機関と連携してい	1る場合		
サー	・ビス提供体		6/⊟	6円	12円	18	円
#	制加算Ⅲ	介護袖	福祉士が 509	%以上。			
	処遇改善加算 I			所定単位×83/1 能限度額管理の対象を		負担割合	
18	申 特定処遇改善		1 月につき 所定単位×23/1000×10.54×負担割合 公 ※去給限度頻等理の対象队の管定項目			令和6 年5月 まで	
	介護職員ベースアップ加算		1 月につき 所定単位×16/1000×10.54×負担割合 分。 ※支給限度額管理の対象外の算定項目			. 6	
新	処遇改善加算Ⅱ 1 月につき 所定単位×136/1000×10.54×負分。 ※支給限度額管理の対象外の算定項目		負担割合	令和6 年6月 から			

※上記及びその他の加算については介護保険給付の取り扱いに応じた算定となります。

(2)食費

1日あたり 1,650円

(3) 居住費

1日あたり 3,150円

- ※施設利用料、食費、居住費については、所得に応じた減免措置や保険者独自 の減免制度があります。
- ※入所期間中の入院や外泊などの場合の居住費はお支払いいただきます。ただし、空床利用に協力いただいた場合は、この限りではありません。

(4) 日常生活費

Aセット	ティシューペーパー、 整容品(保湿剤・ヘアブラシ・整髪料など) 清拭、おしぼり	¥100/日
Bセット	ウエットティシュー 整容品(保湿剤・ヘアブラシ、整髪料など) 清拭、おしぼり	¥100/日
Cセット	洗剤粉末、洗剤液体、柔軟剤、化粧水、 ティシュペーパー、ウエットティシュー、ヘアブラシな ど、清拭、おしぼり	¥100/日
Dセット	洗剤粉末、洗剤液体、柔軟剤、保湿剤、 ティシューペーパー、洗顔料など、 清拭、おしぼり	¥100/⊟

日常生活費について、上記の通り説明を受け、

(A B C D) を選択します。

(5)活動費

活動に参加をされた場合のみいただく費用。

ユニット活動、グループ活動・個人活動

実 費

(6) 電化製品

私物の電化製品などを使用される場合 ー製品につき

¥50/月

(7) その他の費用

項	内	容
理美容	来園する理容・美容を利用さ ていただきます。理美容ボラ 無料です。	

入院時送迎	基本的に緊急時は救急車を要請するかホームで対応しますが、車両の都合がつかない場合は送迎料金等実費分を 負担していただきます。
通院時送迎	協力医療機関への受診や嘱託医師の指導ではなく、入居者またはご家族の希望で他の医療機関を受診する場合は 送迎料金等実費分を負担していただきます。
入院時の洗濯等	入院中のお世話は基本的にご家族等にお願いしています。 寝巻きのリース等を利用される場合は実費分を負担して いただきます。
外食•外注	外食・外注の場合は基本的に実費分を負担していただきます。
各診断書	医師が書く各種診断書類は医療保険適応外となる為、実 費分を負担していただきます。
各証明書	施設長が発行する証明書類については基本的に無料ですが、特例についてはその都度ご相談させていただきます。

6. 入居の手続き

- (1) 必要な書類など
 - ①介護保険被保険者証
 - ②医療保険被保険者証(後期高齢者医療証)
 - ③介護保険負担割合証
 - ④介護保険負担限度額認定証(該当者のみ)
 - ⑤年金等証書
 - ⑥身体障害者手帳(該当者のみ)
 - ⑦検査結果通知書
- (2) その他お持ち頂くもの
 - ①印鑑1本(シャチハタ除く、認印)
 - ②衣類
 - ③家具は原則としてホームが準備したものをお使いください。その他、使い慣れた食器等をお持ちになりたい場合は事前にご相談ください。

7. 施設サービスが提供できない場合がございます

- (1)入院して医療・治療が必要と判断された場合
- (2)施設として適切な指定介護者人福祉施設サービスを提供することが困難な場合

8. 退居の手続き

(1) 利用者のご都合で退居される場合 いつでも申し出により退居できます。但し、退居先及び身元引受人の確認を させて頂きます。

(2) 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- イ. 利用者が他の介護保険施設に入所した場合 (例えば、老人保健施設、療養型病床施設)
- 口.介護保険給付で、サービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、「非該当」又は「要支援」と認定された場合 ※この場合、所定の期間の経過をもって退居していただくことになります。
- ハ. 利用者がお亡くなりになった場合
- 二. やむを得ない事情により施設を閉鎖する場合

9. 特例入居

介護老人福祉施設は平成27年度から原則、要介護3以上の方でないと入居できないことになりました。

しかし、要介護1、2の方もやむを得ない事情(①認知症や精神疾患等により生活に支障がある症状や意思疎通の困難さが頻繁。②独居、もしくは同居家族が何らかの理由で介護困難。③虐待等施設等の入所でしか、本人の安全を保つ方法がない等)により入居が認められています。

入居後の要介護認定の更新や区分変更により要介護1、2と認定された方で、引き続き入居が必要な場合は、ホームに「特例入居申込理由書(具体的な状態記入欄有)」を提出して頂く必要があります。ホームは入居選定委員会などで継続入居の必要性を判断した後、保険者へ「意見照会書(具体的な状態記入欄有)」を提出し、協議します。やむを得ない事情が認められた場合には引き続いての入居は可能です。

10. 施設利用に当たっての留意事項

事項	内 容
面会	• 面会時間 概ね9:00~20:00
	それ以外についてはご相談下さい。
外出、外泊	・行き先と出発時間と戻る日時、食事の有無な
	どを職員にお伝え下さい。
飲酒	・夕食時間に呑んでいただくようにお願いし
	ます。
喫 煙	・健康増進法に基づき屋内での喫煙はご遠慮
	下さい。
所持品の持ち込	・備え付けのロッカー・チェストに収納できま
み	す。
	その他、使い慣れた食器などをお持ちになり
	たい場合には事前にご相談ください。
施設外での受診	・嘱託医師、協力病院の医師の指導ではなく、
	ご自身のご希望で他の医療機関を受診する

	場合は、ご家族でお願いします。また、診察						
	結果、処方薬など職員にお知らせ下さい。						
宗教•政治活動	・施設内で、他の利用者に対する宗教活動及び						
	政治活動はご遠慮ください。						
ペット	・個人的なペットの飼育はご遠慮ください。						
食べ物の持ち込	・健康上の理由により、職員にお尋ねくださ						
み	۷١°						

11. 要介護認定の申請に係る援助

- (1) 利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう援助します。
- (2) 利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を代わって行います。

12. サービス提供の記録の保存

施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをご契約終了後2年間保管いたします。

13. 退居時の援助

契約の終了により利用者が退居する際には、利用者およびその家族の希望、利用者が退居後に生活されることとなる環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を行います。

14. 秘密保持の厳守

至誠ホーム及びサービス従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を入居中は勿論退居後においても保持します。また、サービス従業者の退職後においてもこれらの秘密を保守する旨を、退職時に至誠ホームと従業者との間で文書で取り交わします。

15. 緊急時の対応方法

利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

【第1緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
携帯電話等	

【第2緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
携帯電話等	

16. 非常災害対策

(1) 防災時の対応 消防計画により対応します (2) 防災設備 必要な設備を備えております

(3) 防災訓練 年に2回以上防災訓練を実施します

(4) 防火管理者 防火管理者

至誠ホームオン二園長 宮本 智行

17. 協力医療機関

ホームは利用者に入院治療が必要になった時の備えとして、近隣の病院に承諾を得て、協力医療機関及び協力歯科医療機関について定めています。

協力医療機関名	診療科目	住 所			
植ビルクリニッ	内 科	東京都昭島市郷地町			
ク	73 17	2-36-8-101			
立川中央病院	内科·外科	東京都立川市柴崎町 2-17-			
五川中大約5元	整形外科、他	14			
		東京都立川市幸町			
幸歯科	歯科	4-56-9 片田ビル2			
		F			

18. 福祉サービス第三者評価

福祉サービス第三者評価事業の評価については、以下の通りです。

直近の実施日:令和6年3月25日

評価機関名 :特定非営利活動法人 あす・ねっと

評価結果公表:「とうきょう福祉ナビゲーション」にて公開

19. 感染症対策

至誠ホームオン二は、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生 し、又はまん延しないように、以下の項目に取り組みます。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を設置し、定期的に(おおむね6か月に1回以上)開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施します。

20. 業務継続計画

至誠ホームオン二は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施節サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び 訓練を定期的に(年1回以上)実施します。

21. 高齢者虐待防止の推進

至誠ホームオンニでは、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、以下の項目に取り 組みます。

- ① 高齢者虐待防止の指針を整備します。
- ② 高齢者虐待防止の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。
- ③ 職員に対して、人権擁護、虐待防止等の研修を定期的に開催します。
- ④ 上記の取り組みを適切に実施するために、高齢者虐待防止の担当者を置きます。

22. 身体拘束廃止等

ホームでは「虐待」として位置づけられる身体拘束に当たる行為については原則的に行いません。

ただし、厚生労働省で定めた「切迫性」「非代替性」「一時性」について吟味をして、 やむを得ず身体拘束を行う場合があります。身体拘束廃止に向け、以下の項目に取り組 みます。

- (1) 身体拘束廃止に関する指針を整備します。
- (2) 身体拘束廃止に向けて検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知します。

(3) 従業者に対して、身体拘束廃止に取り組むにあたり、研修を定期的に実施します。

23. ハラスメント対策の強化

至誠ホームオン二は、適切なサービス支援環境を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりサービス従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

24. 至誠ホームのケアサービス提供ポリシー

~利用者とスタッフの信頼のルール「絆」~

至誠ホームでは、利用者の人格を尊重し、利用者が安心してサービスを利用できることを目指します。そのためにスタッフ、利用者、ご家族の信頼のルールを定め、お互いを結ぶ「絆」を大切にします。

<利用者の立場から>

- 1. 専門的で思いやりがあり、丁寧なケアを利用できる
- 2. 常に自分自身の可能性と自律が大切にされるケアを利用できる
- 3. スタッフとご家族、ボランティアさんの協力による心温かいケアを受けられる

〈スタッフの立場から〉

- 1. 一生懸命取り組む福祉の仕事と、心を尽くした働きが尊重される
- 2. 温かい雰囲気の中で、ケアの仕事に就ける事が保障される
- 3. 働く者の尊厳と良心を傷つける言動や行為に対しては、自らを護ることが認められる

信頼の絆は、利用者・ご家族、スタッフの「笑顔」と「ありがとう」という相手に敬意を示す態度と言葉から育まれます。お互いの立場を尊重し、お互いを大切に思う心で、共に絆を作り上げる努力を続けます。

25. 法人の概要

 法人名称
 社会福祉法人
 至誠学舎立川

 代表者
 理事長
 稲永
 勝行

常務理事・至誠ホーム長 旭 博之

法人本部所在地 〒190-0022 東京都立川市錦町六丁目28番15号

電話番号 042-527-7734

<u> </u>

介護老人福 説明し、交付 <事業者>	けしました	<u>=</u> 。 〒190	00-0	22 ! E誠学部	東京都 <u>3</u> 8立川	立川市錦	町二丁(ームオン	目10番	
	説明者							<u>ED</u>	
			同	意	書				
	Ę	月							
私は、本書でけ同意しまし		事業者が	から介護	老人福	祉施設	について	の重要	事項の記	説明を受
<利用者>	>								
住	所								
氏	名							ЕР	
<家族・什	犬理人・原	戈年後見 <i>。</i>	人等>						
住	所								
氏	名							<u>ED</u>	